遊漁船業者登録票

氏名又は名称	栗飯原 由巳
登録番号	神奈川県知事 第 2178 号
登録の有効期間	令和5年3月1日から 令和10年3月1日まで
営業所の所在地	神奈川県三浦郡葉山町 堀内50番地
遊漁船の名称	第十八長三朗丸 第二十一長三朗丸 第三十二長三朗丸
遊漁船業務主任者の氏名	栗飯原由巳 栗飯原有詞 石垣玄 山野井極 横森正一
損害賠償措置の保険期間	令和6年10月1日から 令和7年10月1日まで

78 63 W. D. 0170								10000		
登録番号 2178			氏名又	は名称	栗飢	反原由 日	2			
作成日 / /	変更日	1:	//	/ :	2:	/	1	13:	/	/

別表4(全2枚の1枚目) 游漁船の総トン数マは長さ 完員及び通信設備等

整	遊漁船の	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数又は長総トン数	長さ	旅客定員又	業務形態
理番	名称		行区域 (該当に〇))	は利用定員	- 主たる業務: © - その他全て: ○
号	6	遊漁船	の使用状況(該当	(CO)		CONBIEC.C
		遊漁船の記載状況 (該当に〇)	通信設備※1 の状況	救命	設備※1 の状況	
		船舶の所有状況 (該当に〇)	(該当に〇)	(該	当に〇)	
1	第十八	KN2-1481	12トン 1	1.99 m	18 人	
1	長三朗丸		定沿海・ () 沿着			(◎) 船釣り () 瀬渡し
		()遊漁船専用·(○)漁船と兼用・(※ 2
130		(〇) 単独記載	(〇) 業務用無線	() 改かだ	良型教命い	() その他
		() 重複記載	() 衛星電話			()
			(○) その他		PIRB(非常用 信装置)	
		(0) 47744141	(携帯電話)	識別装置	S(船舶自動	
	100	(○) 自己所有船舶 () 他者所有船舶		() そ		
		y is a zero to dank		()	
2	第二十一	KN2-1567	14 1	3. 90 m	29 人	
	長三朗丸	() 平水· (○) 限知	定沿海・ () 沿海	į• () j	遠洋、近海	(〇) 船釣り
H		()遊漁船専用・(○)漁船と兼用・() 他使用	:兼用	()瀬渡し※2
		(○) 単独記載	(〇) 業務用無線	() 改	良型救命い	() その他
		() 重複記載	() 衛星電話	Harrier -	0.00	
1		(0) 4 3 7 4 4 1 4 1	(○) その他	位置等発		
10		(○)自己所有船舶 ()他者所有船舶	(携帯電話)		S(船舶自動	
		1 7 12 17 17 17 17 17 17	(27117-121147)	識別装置()そ		
	1	- F 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 17 5 5	()	
重	複記載※3 し	() 多客期にチャー	ターするため			
て由	いる場合の事	() その他()

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

SW AM WE IN TO A												
登録番号 21	78			17113	下夕:	マロタ	称栗鱼	版原由 F				
14-12	,				101	~ ra-1	HAN SE			1477		- 7
作成日	/	/	変更日	1:	/	/	12:		/	13:	1	

整理	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数	長さ	旅客定員又 は利用定員	業務形態 主たる業務: ©
番	-1117	航	行区域(該当に〇))		その他全て:○
号		遊漁船	の使用状況(該当	(CO)		
		遊漁船の記載状況 (該当に○) 船舶の所有状況 (該当に○)	通信設備※1 の状況 (該当に〇)	0	設備※1 ○状況 当に○)	
3	第三十二	KN2-1671	13 2	14. 40 m	35 人	
	長三朗丸	() 平水·(○) 限泵	定沿海・()沿海	海・()え	遠洋、近海	(◎) 船釣り
	1217) 他使用 2	兼用	()瀬渡し※2
THE REAL PROPERTY.		(○) 単独記載 () 重複記載	(○)業務用無線 ()衛星電話 (○)その他		良型教命い IRB (非常用 信装置)	() その他()
		(○)自己所有船舶 ()他者所有船舶	(携帯電話)	() AI 識別装置 () そ		
	1 7 5 7 1		トン	m	人	
		The second second second second	定沿海・() 沿海)漁船と兼用・(整洋、近海 : 兼用	() 船釣り() 瀬渡し※2
		() 単独記載 () 重複記載	()業務用無線	100000	良型教命い IRB (非常田	() その他
		()自己所有船舶()他者所有船舶	() その他()	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	IRB(非常用信装置) S(船舶自動	
		B 100 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	and a large	() 7	の他)	
重で由	複記載※3しいる場合の事	() 多客期にチャー() その他 (ターするため	4414)

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合する ものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡 し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されてい るもの。

登録番号	0170	-		<u> </u>							
The second secon	2118				王-名	マけタ	称栗魚	1年 南京	=		
作成日	1	,			3-V-1	VI9-11	TO NEW	X // IV III I			
TERKE	_/	/	変更日	1:	/	/	12:	/	/	3:	/

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

〇一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行う ことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。
- その他(
- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業 (観光定置、観光底びき等) をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

当場	葉山沖 名島
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	

氏名又は名称 | 栗飯原由巳 13: 登録番号 2178 変更日 1: 作成日 出航中止基準及び帰航基準 別表7 出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に〇) 出航中止 ()団体による判断 基準 (〇) 単独の判断 出航中止の判断は、以下のとお 出航地や案内する漁場、出航地から案 り行います。 内する漁場までの間において、以下のい ①出航中止を判断する団体名 ずれかの状況となっている場合、出航を 中止します。 ②上記団体の代表者、連絡先 ·海上警報 (風、霧等)、波浪警報、津 代表者 連絡先 波警報・注意報の発令中 5 m以上 出航地の波高 ③団体の構成員の氏名又は名称及 18 m以上 出航地の風速 び 登録番号 50 m未満 出航地の視程 別紙1のとおり ・落雷のおそれがあるとき ④出航中止の判断の方法 ・事業者、船長又は業務主任者のうち、 別紙2のとおり いずれか1名でも危険と判断したとき ・ その他

帰航基準

案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航するこ ととします。

・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令

・利用者に急病人やケガ人が出たとき

漁場における波高 漁場における風速 漁場における視程

5 m以上 18 m以上 50 m未満

落雷のおそれがあるとき

・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき

登録番号	2178				氏名又	は名称	栗飯	原由	E			
作成日	1	/	変更日	1:	//	/ !:	2:	/	/	3:	/	/

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の 状況が悪化した場 合の避難する場所

案内する漁場の位置	場合は、以下の場所に避難をします。 避難する港
葉山沖	鐙摺葉山港·真名瀬漁港
秋谷沖	佐島漁港
三戸浜沖	佐島漁港
城ヶ島沖	三崎漁港
剣崎沖	間口漁港・三崎漁港
館山沖	三崎漁港・館山港
洲崎沖	三崎漁港・洲崎漁港
布良沖	布良漁港
大島沖	波浮港
利島沖	利島港・波浮港
江ノ島沖	湘南港
平塚沖	平塚新港
大磯沖	大磯港
小田原沖	小田原漁港
真鶴沖	真鶴漁港
伊東沖	伊東漁港
初島沖	初島港
川奈沖	川奈港・伊東漁港
上記の他、帰航を判断した場場所に避難します。	所から最も近く安全に避難できる
物別に避無しより。	

瀬渡し(磯、筏、防波堤等渡し)の業務を行う場合 磯等と遊漁船との 携帯電話 間の連絡方法※ 衛星電話 (該当に〇) 利用者に渡した発煙筒 その他 (磯等に遊漁船の旅 客定員を超えて利 用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利 用者を収容し帰航 させる方法 津波警報、注意報 が発令された場合 の対応

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	2178	1157		Y	氏名	又は名	称栗鱼	反原由	巳			
作成日	1	/	変更日	1:	1	/	12:	/	/	13:	/	/

別表 10 情報を収集すべき事項

に必要な情報

(1) 利用者の安全の確保 出航地における波高、風速、視程

出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報

水路通報、気象・津波・海上警報等の情報

乗船する利用者数

(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関 する情報

立入禁止区域に関する情報

(2)漁場の安定的な利用 関係の確保に必要な情 法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する 漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び 漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管 轄している都道府県知事が提供している情報

漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄 する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供して いる情報

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協 議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利 用に関する情報

登録番号 2178	氏名又は名称 栗飯原由巳
作成日 / /	変更日 1: / 2: / 3: /
別表 11 安全の確保	のため周知すべき内容及び方法
周知の方法(該当に〇)	() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 (○) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他(
	○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他()
漁場において口 説明する。	頭で 〇一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須)船長及び業務主任者の指示に従うこと)
	・その他 (
	○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須) ・その他(

登録番号	2178	17.59	A Hills		氏名	又は名称	栗魚	坂原由	巳		
作成日	/	/	変更日	1:	1	/	2:	/	/	13:	 /

別表 12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たり の填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
第十八長三朗丸	1億円	18人	令和6年10月1日から 令和7年10月1日まで
第二十一長三朗丸	1億円	29人	令和6年10月1日から 令和7年10月1日まで
第三十二長三朗丸	1億円	35人	令和6年10月1日から 令和7年10月1日まで

業務改善命令について公表する情報

DAY STORY LONG BOX
ALCOHOLD BY THE PARTY OF THE PARTY.
STATE OF THE PARTY